

近江八幡市告示第156号

近江八幡市脱炭素推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月8日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市脱炭素推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市における2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、中長期的な戦略である近江八幡市脱炭素実行計画の策定及び推進、脱炭素先行地域の組成に向けた検討並びに脱炭素のまちづくりを推進するため、近江八幡市脱炭素推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 脱炭素実行計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 脱炭素先行地域の組成に向けた検討に関する事項
- (3) その他脱炭素まちづくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境に関する事業活動を行う事業者又は団体の代表者
- (3) 産業部門の事業者又は団体の代表者
- (4) 民生部門の事業者又は団体の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の審議に有益な情報及び意見を提供できる者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は第2条各号に掲げる事項について、調査及び検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び会長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画主幹課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。